

釧路湿原～

「日本で初めてラムサール条約に登録された湿地をとりまく地域の熱い思い」



釧路国際ウェットランドセンター 事務局次長
(釧路市環境保全課課長補佐)

元岡 直子 (もとおか なおこ)

平成28(2016)年釧路市環境保全課に配属。釧路国際ウェットランドセンターの事務局員として、姉妹湿地交流やJICA研修受け入れに従事。

1 はじめに

釧路湿原は、屈斜路湖を源流とする釧路川とその支流を包み込む、北海道東部に広がる日本最大の湿地です。広大で水平にどこまでも続くアフリカのサバンナのような湿地帯とその中を蛇行する河川の景観は、観光ポスターやメディアなど様々な媒体でご覧いただいたこともあるかと思います。

釧路湿原が現在のように、日本最大の湿原として国内のみならず海外にも知られるようになるまでの地域の取り組みについてご紹介させていただきます。

2 「不毛の大地」と呼ばれて

釧路湿原は、昭和55(1980)年に日本で初めてラムサール条約に登録され、7年後の昭和62(1987)年7

月31日に日本で28番目の国立公園に指定されました。

ラムサール条約に登録される前の約20年間、日本は高度経済成長期の只中にあり、国土の均衡な発展を目指した「日本列島改造論」による各種の開発事業が広く世の衆目を集めていました。

しかしながら湿原の深部については、泥炭層と夏期の日照時間の長さなどから農地利用が不可能な役に立たない土地として「不毛の大地」と呼ばれ、地元住民にとって「やち(谷地)」は、ゴミ捨て場のように考えられていました。

釧路湿原の法令等指定状況

| 区分 | | 指定面積 (ha) | 根拠法令 |
|---------------------------|---------|-------------------|------------------------------|
| 釧路湿原 国立公園 | 特別保護地区 | 6,490 | 自然公園法 |
| | 第1種特別地域 | 2,321 | |
| | 第2種特別地域 | 7,663 | |
| | 第3種特別地域 | 3,303 | |
| | 普通地域 | 9,011 | |
| | 合計 | 28,788 | |
| 国指定釧路湿原鳥獣保護区 (うち特別保護区) | | 17,241 (9,829) | 鳥獣の保護及び管理並びに 狩猟の適正化に関する法律 |
| ラムサール条約登録湿地 | | 7,863 | 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約 |
| 国指定天然記念物[釧路湿原] | | 5,012 | 文化財保護法 |
| 鳥通学術自然保護地区 | | 7.05 | 北海道自然環境等保全条例 |

令和3年度釧路市環境白書より抜粋



キラコタン岬から望むチルワツナイ川

3 国立公園指定までの四つのターニングポイント

それでは、どのような経過を経て釧路湿原の価値と人々の意識が現在のように大きく変わったのでしょうか。これについては、国立公園指定までの四つのターニングポイントがあったのではないかと考えています。

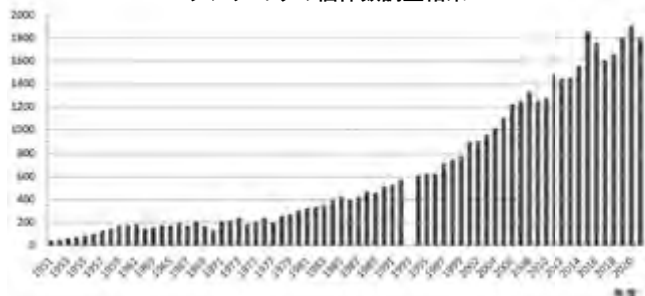
一つ目は、タンチョウの再発見と保護の活動の取り組みです。「湿原の神：サルルンカムイ」と呼ばれ、かつては日本各地に生息していたタンチョウですが、明治以降の乱獲と生息地となっていた日本各地の湿地の喪失などにより絶滅したと考えられていました。しかし、大正13（1924）年にわずかに生き残った数羽のタンチョウが湿原の最深部（現在の特別保護地区）で発見されたのです。

その翌年には、この地区は禁猟区となりタンチョウは国の天然記念物に指定され、「釧路国丹頂鶴保護会」の結成により、地域住民による冬期給餌活動などの保護活動が始まりました。戦時中は活動が一時中断したものの、戦後、まだ物資が不足していた昭和21（1946）年には、早くも給餌活動が再開されています。以降、官民挙げての保護活動が功を奏し、奇跡的にもタン



湿原で子育てするタンチョウの様子

タンチョウの個体数調査結果



データ提供 認定NPO法人タンチョウ保護研究グループ

チョウは絶滅の危機を免れます。近年では順調に個体数は増加し、1,800羽を超える個体が確認されています。

不毛の大地である湿原が、タンチョウの生息地として絶滅の危機から救ったことが、湿原の価値を見直す大きなきっかけの一つでした。

二つ目は、ネーミングセンスです。

釧路湿原は、最初から「釧路湿原」と呼ばれていたわけではありません。当時は「釧路泥炭地」と呼ばれていました。昭和26（1951）年には、釧路泥炭地開発計画が策定され昭和33（1958）年には農地や草地への転換も視野に入れた農業開発試験が始まるなど、開発が必要な泥炭地として扱われていました。

そのような時代に北海道学芸大学釧路分校（現北海道教育大学釧路校）の田中瑞穂教授が、当時の植物研究の報告書の中で、「釧路泥炭地」を「釧路湿原」と称したことに端を発し、その後の保護活動や研究活動の中でも「釧路湿原」という名称が徐々に浸透していきました。

「泥炭地」という言葉の持つ「役に立たない土地」のイメージから「湿原」という明るく、さわやかなイメージへの転換は、その後の地域住民の意識を大きく変えたといっても過言ではありません。

三つ目は、地元の研究者や自然愛好家たちの調査研究とロビー活動です。

タンチョウの生息と保護活動をきっかけに、生息地としての湿原そのものの価値について注目が高まり、地元の研究者や自然愛好家や漁業者らの協力を得て、昭和46（1971）年に釧路市立博物館の前身である釧路市立郷土博物館が総合調査を始めます。4年間の調査結果は、「釧路湿原総合調査報告書」としてまとめられました。

さらに、調査活動に参加した地元研究者や地域の自然愛好家らを中心に、北海道自然保護協会釧路支部（後の釧路自然保護協会）が設立されます。昭和47（1972）年には市民シンポジウムが開催され、経済界による食

品加工コンビナート建設構想や農地開発プランなどが提唱される中、釧路自然保護協会からは、「釧路湿原国立公園化構想」が提唱されました。

基礎となる調査と活動の中心となる団体の設立を背景に、保護を目指したロビー活動は、保護活動を熱心に行う地域の自然愛好家らが自らの所属する国際学会で湿原を紹介するなど、個人の活動にも広がっていき、やがてこの波は国立公園化という一つの渦の中心に向かって進んでいくこととなります。

四つ目は、国際情勢の変化と環境庁との連携です。

市民シンポジウムが開催された前年の昭和46(1971)年に環境庁(現環境省)が設置されました。同じ年にイランのラムサールというカスピ海の沿岸都市で、渡り鳥を保護するための国際条約が締結されています。締結都市の名に因み、「ラムサール条約」(特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約)として、18か国で批准されましたが、当時、日本は批准していませんでした。

日本国としてラムサール条約の批准と国内登録第1号湿地の選定に向け動き出そうとしていた折り、釧路湿原の保護活動に取り組んでいる地元の要望もあり、また、国際学会などでも湿原そのものが注目されたこともあって、ラムサール条約事務局の釧路湿原への関心が高まり、ラムサール条約の事務局長が昭和63(1988)年に釧路湿原を視察するという機会に恵まれました。

こういった国際的な動きと環境庁への地元の働きかけの結果、釧路湿原は、その価値が国際的に認められ、昭和55(1980)年に日本で最初のラムサール条約登録湿地として登録されました。さらに、国際湿地としての登録は、釧路湿原の国立公園化への大きな弾みとなり、7年後には国立公園に指定されました。

四つのターニングポイントが時代の流れの中で融合し「釧路湿原国立公園」に指定され、環境省による木道や展示観察センターなどの整備も始まったことにより、湿地に新たな価値が生まれたのです。

4 第5回ラムサール条約釧路会議開催の意義

しかし、まだまだ多くの地域住民にとって、釧路湿原は気軽に訪れることができる場所でも、ましてや観光資源として自慢できる場所でもありませんでした。地元の直木賞作家桜木紫乃さんの小説「凍原」の中にも描写がありますが、「底なし沼のような泥炭がある背丈以上のヨシの湿原、足を踏み入ると迷って帰ってこれなくなる場所」。そのような開拓時代からのイメージが根強く残っていた時代でした。

そんな中、釧路湿原へのイメージを大きく変えるイベント開催が決まります。第5回ラムサール条約釧路会議(COP5)の開催です。



COP5の会場となったラムサール記念センター

当時、欧州各国から見た日本は環境後進国でした。産業の重工業化によって発生した大気汚染や水質汚濁、騒音といった環境問題に対応する環境庁が設置されたばかりの東アジアの小国で、自然関係しかも水鳥の保護に関する国際会議を誘致すること自体が無謀だと思われていましたが、釧路市が中心となって環境省や条約事務局への働きかけを続け、アジア発のラムサール条約締約国会議の開催誘致にこぎつけたのです。

地方都市で国際会議を開催することが、当たり前でなかった時代に、人口20万の街が国際会議を誘致する。この一大イベントの開催に、地元は文字通りお祭り騒

ぎになりました。平成5（1993）年に釧路市で開催されたCOP5は8日間、1,217人、95か国151団体が参加しました。会議では批准する各国の代表が登録湿地の保全状況や新たな湿地の保全の取り組みなど議論を交わし、保全に向けた決議を行うため、地元自治体が参加して意見を述べる場面はありません。地域住民は会議参加者へのコーヒブレイク、記念品の販売や自然観察会や文化交流、ホームビジットなどのサイドイベントを開催して国際会議を盛り立てました。期間中、会場の国旗掲揚には地元のボーイスカウトを始めスポーツ少年団も参加しました。期間中の地域住民のボランティア参加者は、延べ4,446名に上ります。

会議参加者との交流が深まるにつれて、会議参加者は、当地の保護の取り組みが住民主体で始まっていること、タンチョウの給餌から始まった地域住民の熱意と住民の参画が湿原と渡り鳥の保護には不可欠であるという認識を深めていったのです。



参加国の国旗掲揚ボランティアの子どもたち

会議の最終日、ラムサール条約事務局長は今後3年間の指針を「釧路声明」と称して発表しました。それは、ラムサール条約釧路締約国会議の開催により、釧路湿原の価値と保全に取り組んできた地域住民の努力が世界中から認められた瞬間でもありました。ついに、地域住民にとっても「不毛の大地」は歴史となったのです。

5 ポストラムサールから現在、そして未来へ

ラムサール条約釧路会議の終了後、ラムサール条約の理念である「湿地のワイズユースの推進」に取り組み、地域の自然や施設、人材を活用しながら国際的な保全の取り組みを国内外に発信していくこと、湿地保全にかかる国際協力に取り組んでいくことを目的に、平成5（1993）年に地元の自治体と環境省、北海道、教育機関、環境団体などを中心として釧路国際ウェットランドセンター（事務局：釧路市）が設立されました。現在では、道東の厚岸・別寒辺牛湿原、霧多布湿原、阿寒湖もラムサール条約に登録されており、当センターでは、エコツアー、JICA研修、自然環境調査、視察受け入れなどを通じて、6つの登録湿地の保全と地元住民の活動について、国内外への発信に取り組んでいます。

また、自然再生推進法に基づき平成17（2005）年に設置された釧路湿原自然再生協議会では、ラムサール条約登録前の姿に戻すことを目指し、環境省、国土交通省、林野庁、北海道、地元自治体、教育機関、企業、個人など多様な主体の参画による湿原の再生事業に取り組んでいます。当センターも7つの再生小委員会に参加し、それぞれの再生事業の推進と啓発について支援しています。

さらに、近年ではパリ協定に基づく地球温暖化対策と脱炭素社会推進への動きを受けて、炭素吸収源、貯留原として釧路湿原を見直す動きが注目されています。当センターとしても釧路湿原の炭素貯留量や吸収量などをわかりやすく発信していくとともに、釧路湿原のゼロカーボンパークの取り組みに協力しています。

私たちの未来に、湿原の果たす役割が益々大きくなっています。今後も住民主体の保護の歴史を未来につないでいくために、地域に根差した活動を続けてまいります。